

## 釧路市間伐材流通経費緊急支援事業補助金申請の取扱いの運用について

釧路市間伐材流通経費緊急支援事業の実施については、釧路市間伐材流通経費緊急支援事業交付要綱（令和3年4月1日付。以下「交付要綱」という。）及び「釧路市間伐材流通経費支援事業補助金申請の取扱い（令和3年4月1日付。以下「補助金申請の取扱い」という。）」によるほか、本通知によるものとする。

### 第1 補助対象者

交付要綱第3に規定する者のうち「その他市長が認める者」とは森林組合連合会・森林所有者の協業体・木材関連業者等の組織する団体とする。

### 第2 申請単位

1 交付要綱第7に規定する補助金交付申請は、「当該運搬に係る間伐材の所有権を有する者と需要先との間での契約等による1回あたりの取引単位（以下「取引単位」という。）」を別記第2号様式別表に記載し、その合計を申請単位とする。

2 前項の申請にあたり、取引単位ごとの1m<sup>3</sup>未満の数量は切捨てとする。

3 補助金の交付申請は、原則年1回とする。但し、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

### 第3 運搬距離区分の判定方法

1 交付要綱第4に定める一時堆積場（山土場等ストックポイント）から需要先への運搬距離は、運搬を行う山土場等ストックポイントから需要先所在地までの距離とし、距離の計測方法は、提出された位置図をもとに運搬ルートを図測にて測定し、上記の区分を判定するものとする。

2 1回の取引単位の運搬に係る搬出元の山土場等ストックポイントが複数の箇所にもたがるなどの場合は、その平均距離とする。なお、平均距離の算定がし難い場合は、需要先に最も近い山土場ストックポイントからの距離とする。

3 事業実施者が運搬ルートを示す図面を作成しがたい場合は、事業実施者からの聞き取り等により航空写真等を活用したうえで、市が距離を計測し区分を判定することができるものとする。

### 第4 実施計画書

交付要綱第5に規定する実施計画書の提出にあたり、需要先が申請を行う場合は、別記第1号様式中「(1) 事業の概要③供給計画」については、供給を行う森林所有者または林業事業体等の数値を記入する。

### 第5 配分通知

1 補助金申請の取扱い第2に規定する配分通知は、実施計画の合計が当該年度の予算を上回った場合は、予算の範囲内となるよう按分し配分できるものとする。

2 市長は、1の配分通知を行った後、必要に応じて随時配分計画に係る調査をすることが

できる。

3 予算配分について残額が出た場合は、予算限度に達するまで随時配分を行うことができる。

## 第6 対象の判定

費用負担者別の取扱い、及び日付の取扱いによる対象の判定については、以下のパターンのおとり取り扱う。

(1) パターン① (費用負担別) →完了時に輸送費の領収書で確認

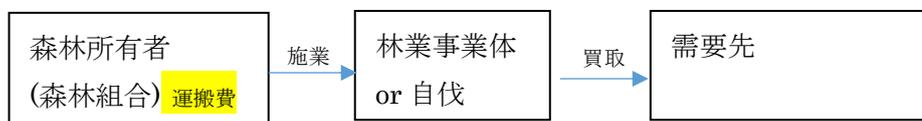
a. 林業事業者が運搬費を支払い (工場渡)



・申請者：林業事業者

申請時に、補助事業で実施した書類 (材積関係含む) を森林所有者 (森林組合) より取得し添付

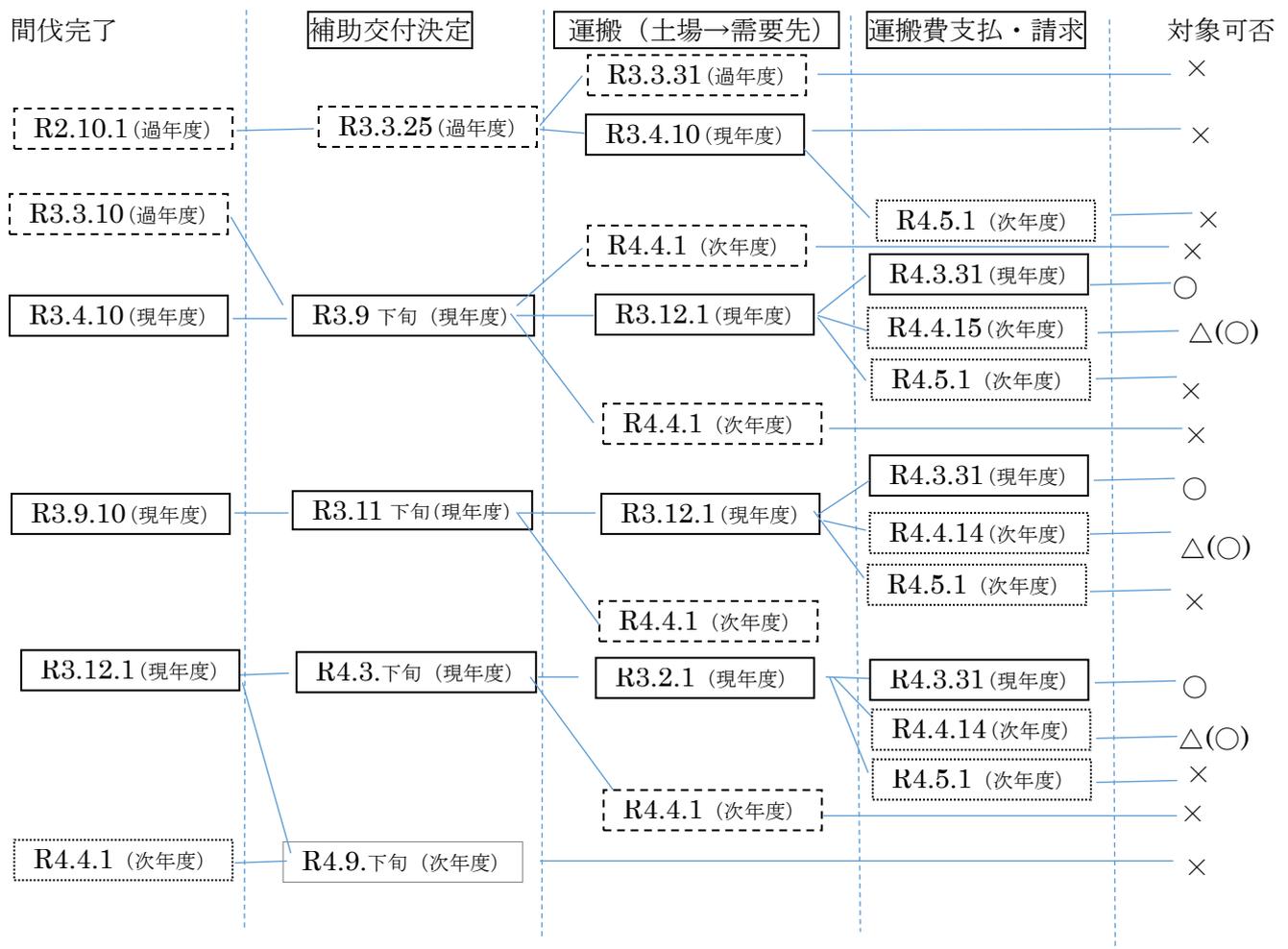
b. 森林組合・森林所有者が運搬費を支払い (工場渡)



・申請者：森林組合 (森林所有者)

申請時に、補助事業で実施した書類 (材積関係含む) を添付

(2) パターン② (日付別)



第7 「取引単位」の取扱い

1 取引単位は、補助金交付決定に係る事業の件数や間伐番号の数によらず、またトラックの運搬回数や搬出元の山土場ストックポイントの数に関わらず、1回の売払い契約数量でみる。

2 複数の補助金交付決定に渡る事業により産出された間伐材の材積を合算する数量の場合、または1つの補助金交付決定の事業により産出された間伐材の内数の数量の場合は、どの事業で実施し産出した間伐材かを数量で明確に判別できるように申請者が整理し区分けする。

(事例) 公共申請1件で実施し産出した間伐材 600m<sup>3</sup>  
 間伐番号 01 400m<sup>3</sup>  
 間伐番号 02 200m<sup>3</sup>

①補助金交付決定1件の間伐事業で産出した間伐材を、複数の契約単位で運搬する場合  
 (A・Bそれぞれ別の需要先で、契約も別)

・需要先Aへ600m<sup>3</sup>を運搬する場合 → 1取引

・需要先Aへ 300m<sup>3</sup>、需要先Bへ 300m<sup>3</sup> を運搬する場合 →2 取引 (Aで 1 件・Bで 1 件)

②補助金交付決定 1 件の間伐事業で産出した間伐材を、複数の契約に分ける場合 (需要先は同じだが、時期が分かれることにより契約に分ける場合)

・ 600m<sup>3</sup> を同一需要先 (需要先A) と、4.1 付けで 200m<sup>3</sup>、10.1 付けで 200m<sup>3</sup>、3.1 付けで 200m<sup>3</sup> の取引を行う場合

→3 取引 (4.1 付けで 1 件、10.1 付けで 1 件、3.1 付けで 1 件)

③補助金交付決定 2 件分の間伐事業で産出した間伐材を合算し運搬する場合  
(産出単位と契約単位が異なる場合)

・ 需要先へ 1,200m<sup>3</sup> (600m<sup>3</sup>+600m<sup>3</sup>) を運搬する場合 →1 取引

・ 1,200m<sup>3</sup> を需要先Aへ 800m<sup>3</sup>、需要先Bへ 400m<sup>3</sup> を運搬する場合

→2 取引 (Aで 1 件・Bで 1 件)